



家庭用ほうろう器物

JIS S 3012 : 2019

(JEA/JSA)

令和元年 11月 20日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員会長)	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅見剛尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿部哲也	一般財団法人製品安全協会
	太田秀幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿野歩子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	黒木美紀	一般財団法人日本消費者協会
	佐々木定雄	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	寺山博子	イオン株式会社
	平井郁子	大妻女子大学
	平野祐子	主婦連合会
	星川安之	公益財団法人共用品推進機構
	町田 隆	一般財団法人家電製品協会
	武藤京子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	村井正素	公益社団法人消費者関連専門家会議
	山口公樹	一般社団法人日本オフィス家具協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 33.12.12 改正：令和元.11.20

官報掲載日：令和元.11.20

原案作成者：一般社団法人日本塗装工業会

(〒116-0002 東京都荒川区荒川 7-20-1 イーストヒル町屋 TEL 03-3623-2989)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審議部会：日本産業標準調査会 標準第一部会（部会長 酒井 信介）

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会（委員会長 大瀧 雅寛）

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課（〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1）にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 種類	4
4.1 用途による区分	4
4.2 使用熱源による区分	4
5 各部の名称	4
6 品質	5
6.1 外観	5
6.2 構造	6
6.3 性能	6
6.4 その他の性能	8
7 寸法、容量及び最小使用板厚	8
8 材料及び加工方法	11
8.1 器物本体の材料	11
8.2 蓋の材料	12
8.3 附属部品の材料	12
9 試験方法	12
9.1 装置及び器具	12
9.2 試料	12
9.3 目視試験	13
9.4 落球試験	13
9.5 ピストル形衝撃試験	13
9.6 摩耗試験	13
9.7 室温くえん酸試験	13
9.8 インキ試験	13
9.9 加熱急冷試験	13
9.10 耐熱水性試験	13
9.11 耐食性試験	13
9.12 取っ手の取付強度試験	13
9.13 取っ手の繰返し強度試験	13
9.14 注ぎ口強度試験	13
9.15 笛吹きの音量試験	14
9.16 笛吹き笛蓋の耐久性試験	14
9.17 安定性試験	14

	ページ
9.18 IH 対応器具の底の平面性	14
9.19 IH 対応器具の耐熱衝撃性試験	16
9.20 IH 対応器具の底面の耐熱性試験	16
9.21 取っ手及びつまみの温度上昇試験	16
9.22 取っ手及びつまみの耐熱性試験	16
9.23 取っ手及びつまみの臭気試験	16
9.24 取っ手の耐燃焼性試験	16
9.25 取っ手及びつまみの耐熱衝撃試験	16
9.26 ガラス製蓋の耐熱衝撃試験	17
9.27 強化ガラス製蓋の耐衝撃試験	17
9.28 ほうろう層厚さ試験	17
10 検査方法	17
11 表示	18
附属書 A (規定) IH クッキングヒータ標準検査器	19
解 説	20

まえがき

この規格は、産業標準化法第16条において準用する同法第12条第1項の規定に基づき、一般社団法人日本磁器工業会（JEA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS S 3012:1998**は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

(4)

家庭用ほうろう器物

Vitreous and porcelain enamelled household warers of sheet steel

1 適用範囲

この規格は、一般に家庭で用いる素地材料が鋼板製のほうろう器物（以下、器物という。）について規定する。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7414 ガラス製温度計

JIS C 7617-2 直管蛍光ランプー第2部：性能仕様

JIS C 7618-2 片口金蛍光ランプー第2部：性能仕様

JIS G 3133 ほうろう用脱炭鋼板及び鋼帶

JIS G 3141 冷間圧延鋼板及び鋼帶

JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶

JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帶

JIS H 4000 アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条

JIS H 5202 アルミニウム合金鋳物

JIS H 5302 アルミニウム合金ダイカスト

JIS R 3503 化学分析用ガラス器具

JIS R 4301 ほうろう製品の品質試験方法

JIS S 2010 アルミニウム製加熱調理器具

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

鍋

主に食物を煮る、蒸すなどの加熱調理をするための器。鍋には取っ手が二つのものと、取っ手が一つのものがある。

3.2

蒸し器

本体が調理物を入れるせいろ（蒸し体ともいう。）及び水を入れる構造をもつ蒸し料理を行うための鍋。